

経営状況分析の申請に必要な提出書類

CIICへのご申請は、簡単便利でお得な「**CIIC電子申請**」がおすすめです。

下記提出書類のほか、財務諸表の内容に確認が必要な場合には税務申告書類等（決算報告書、勘定科目内訳明細書、元帳等）の提出又は提示をお願いする場合があります。

また、審査の内容によっては一度にまとめて提出又は提示のお願いができない場合がありますので、予めご了承ください。

※無料ソフト「[なんでも経審](#)」または「[CIIC分析パック](#)」のご利用により①②⑥の書類を作成することができます。

電子申請(電子申請用データファイルを送信)される場合は、①②⑥の書類の提出は不要です。

電子申請	書類名	注意事項
① ※	経営状況分析申請書	当財団の様式をご利用ください。
	《 "CIIC電子申請"のご利用により 「経営状況分析申請書への押印が不要」となります》	・ 記載例については別添資料をご参照ください。 ・ 申請者の記名、押印が必要です。また、代理人申請の場合には代理人の併記、押印（申請者の押印は不要）が必要です。
② ※	審査基準日直前1年分の財務諸表等	初めて申請いただくお客様は3年分の財務諸表が必要です。
	【法人】 建設業法施行規則様式第15～17号の2 (貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書、注記表)	・ 課税事業者のお客様は「消費税抜き」、免税事業者のお客様は「消費税込み」で作成してください。 ・ 注記表も必ず添付してください。 ・ 法人のお客様は、分析に必要な注2 重要な会計方針(5)の「消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法」、注7 貸借対照表関係(2)の「保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額」（受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高の内訳がわかるように）は必ず記載してください。
	【個人】 建設業法施行規則様式第18～19号 (貸借対照表、損益計算書)	
	【連結】 …連結財務諸表による申請の場合 連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書）	
③	「減価償却実施額」を確認できる書類(当期・前期)	「減価償却実施額」がゼロの場合、提出は不要です。
	【法人】 税務申告書別表16(1)及び同16(2)等の写し 上記に加え、必要に応じその他減価償却実施額が確認できる書類の写し	・ 「減価償却実施額」の計上があり、左記の書類がない場合は、各支部または事務所の担当者までお問い合わせください。 ・ 前期減価償却実施額について、前回申請時の当期減価償却実施額と変更がない場合には前期について提出を省略することができます。 ・ 初めて申請いただくお客様は、前期減価償却実施額の確認書類として前期の経営状況分析結果通知書(写し)を提出することで、別表・青色申告書の提出に代用できます。
	【個人】 青色申告書一式の写し又は収支内訳書一式の写し 上記に加え、必要に応じその他減価償却実施額が確認できる書類の写し ※書類に個人番号(マイナンバー)が含まれる場合は、塗りつぶしてから送付をお願いします。	
	【連結】 …連結財務諸表による申請の場合	
④	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し	・ 商号・名称、代表者名、住所等に変更がある場合は変更届(写し)も併せて必要になります。

以下の書類は、必要に応じてご提出いただく書類です

⑤	委任状の写し	・ 申請者より申請に関し何らかの権限について委任を受けている方は、委任事項を記した委任状の写しが必要です。 ・ この場合には、経営状況分析申請書等の申請者欄に申請者の記名に併記して、受任者の記名、押印が必要です。 ・ 受任者が経営状況分析結果通知書の受領を希望される場合は、必ずその旨を委任状へ記入してください。
⑥ ※	兼業事業売上原価報告書	損益計算書に「兼業事業売上原価」が計上されている場合に必要です。
	【法人】 建設業法施行規則別記様式第25号の9	・ 初めて申請いただくお客様は3年分の兼業事業売上原価報告書が必要です。
	【個人】	
	【連結】 …連結財務諸表による申請の場合	・ 提出は不要です。
⑦	振替払込受付証明書	・ 経営状況分析申請書の裏面右下に貼付してください。 ・ Pay-easy(ペイジー)をご利用の場合は、振替払込受付証明書はありませんので不要です。
⑧	換算後の財務諸表	決算期変更等で当期決算が12ヶ月に満たないお客様は必要です。

(注) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号の規定に基づく大会社であり、かつ、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条の規定に基づき、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない方